

○恵庭市青少年表彰条例施行規則

平成26年7月1日

教委規則第6号

改正 令和5年3月6日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市青少年表彰条例（平成26年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の選考基準)

第2条 被表彰者の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 青少年善行表彰は、市内に居住する学齢始期から25歳未満の青少年で地域社会にあって日常生活において誠実責任、勤勉、友情奉仕等の徳性が高く、明るい地域社会の向上に寄与するものと認められ、社会公共福祉のため勇気ある行為、隠れた努力を示す等他の青少年の模範となる者に対して行うものとする。

(2) 青少年団体活動者表彰は、次の個人及び団体に対して行うものとする。

ア 個人は、市内に居住する学齢始期から25歳未満の青少年であって、次のいずれかに該当すること。

(ア) 市内の青少年団体に3年以上所属し、現に活発な団体活動を行っており、その活動に著しい努力及び業績が顕著であり、他の青少年団体活動者の模範と認められるもの

(イ) 市内の小学校、中学校、高校、専修学校又は大学に在学し、これらの部活動又はこれに類する団体（以下「学校の団体」という。）に所属しているもので、継続する団体活動で著しい努力及び業績が顕著であり、他の青少年団体活動者の模範と認められるもの

イ 団体は、市内に組織されている青少年団体及び学校の団体で3年以上の活動を行い、その目的が健全な文化教養、体育、奉仕活動を通じ、絶えず堅実活発な活動を行い、身心ともに豊かな人間性の形成に努めており、他の青少年団体及び学校の団体の模範と認められるもの

- (3) 優良勤労青少年表彰は、市内に居住する25歳未満の働く青少年で、日常生活に誠実が認められ、職場においても、その職務に忠実、精励であって職務技能の向上、研さんに努める等の熱意がみられ、他の働く青少年の模範となるものに対して行うものとする。

(被表彰者)

第3条 被表彰候補者は、第三者からの推薦によるものとし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる推薦者が同表右欄に掲げる推薦書を教育委員会に提出しなければならない。

区分	推薦者	様式
前条第1号に該当するもの	市民又は関係機関若しくは関係団体	青少年表彰推薦書（青少年善行表彰用）（様式第1号）
前条第2号アに該当するもの	所属団体（所属団体が上部機関を有する場合にあっては、当該上部団体又は関係機関）	青少年表彰推薦書（青少年団体活動者表彰・個人用）（様式第2号）
前条第2号イに該当するもの	所属団体の上部団体又は関係機関	青少年表彰推薦書（青少年団体活動者表彰・団体用）（様式第3号）
前条第3号に該当するもの	そのものの所属する職場の代表者又は関係団体若しくは関係機関	優良勤労青少年表彰推薦書（様式第4号）

(庶務)

第4条 条例第3条に規定する恵庭市青少年表彰審査委員会の庶務は、教育部社会教育課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月6日教委規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。